

SSK

1971年6月17日第三種郵便物認可(毎月6回 5の日・0の日発行) 2009年4月1日発行

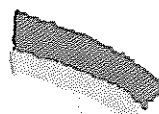
SSK増刊通巻第3380号



Disabled
Peoples'
International



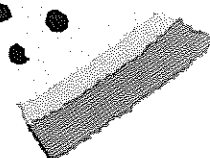
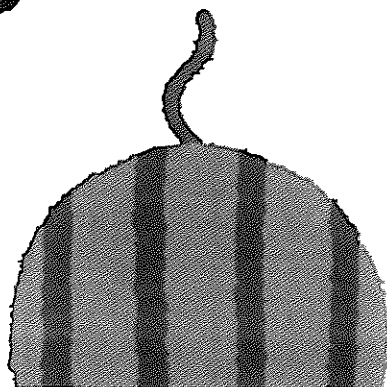
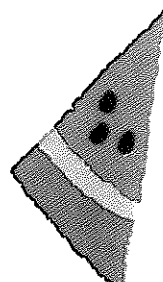
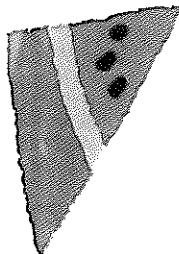
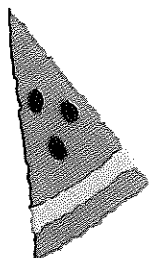
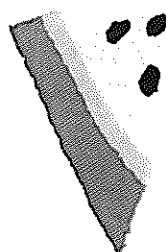
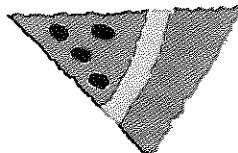
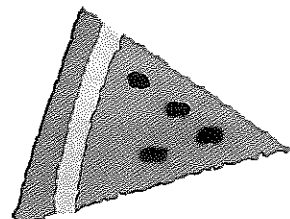
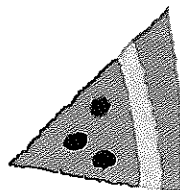
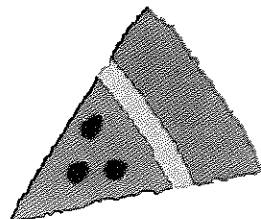
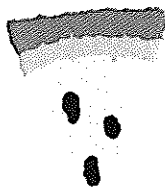
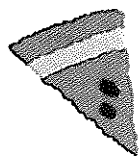
DPI日本会議
「われら自身の声」



Vol. 25 . 1



特集 激動—どうなる、基本法・条約・差別禁止法・障害女性—



しょうがいしゃけんりじょうやくひじゅん

障害者権利条約批准・

しょうがいしゃきほんほうかいせい

うご

障害者基本法改正の動きと

今後の展望

でいびーあい にほんかいぎじむきよく
DPI 日本会議事務局

1. 政府の批准への動き

今年1月16日付けで内閣官房より示された「第171回国会（常会）『内閣提出予定法律案等件名・要旨調』（以下、要旨調）の中で、しょうがいしゃけんりじょうやく（以下、権利条約）の今国会での承認が予定されていることが明らかになった。外務省は以前より今国会での承認を目指す立場を明らかにしてきてはいたが、この件について、JDF（日本障害フォーラム）等に対する事前の連絡等はされず、急な動きとなって私たちの前に突きつけられたのである。

外務省としては、障害者基本法（以下、基本法）やいくつかの施行令を主な担保法として、これらを権利条約に基き改正することで、批准の要件は満たすと考えた。

また、批准すれば条約上の法的義務が発生するため、国内履行のためには一日も早く批准したほうがよい、ということである。これについては、一般論としては一理ある見解といえる。

2. 私たちの立場

しかしこの間、DPI 日本会議を含むJDFとしては、権利条約の批准は歓迎するも、拙速な批准には賛成できない、という立場を政府・外務省等に対して繰り返し表明してきた。その理由としては主に3つ挙げられる。

第一に、意見交換が尽くされていない。2006年の権利条約採択後、JDFは、外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省関連条項について、政府との意見交換会を8回開催したが、多くの論点が未解決のままであり、意見交換をしていない省庁もある。国内法整備と政策の点検がそれほどできていない段階だということである。

第二に、権利条約に違反状態にあると思われる障害関連国内法制度が存在し、それらに対する取り組みが示されない限り、批准は難しいと考えるからである。合理的配慮義務と差別禁止の担保、司法へのアクセス、虐待防止、成年後見制度上の問題点、インクルーシブ教育の確保、政府から独立した監視機関の設置など、

批准に必要であると思われるこれらの案件に対する解決の道筋を、どのように政府が考えているのかが明らかではない。基本法のための改正では全く不足している、と考える。

第三に、政府仮訳の問題、である。「インテグリティ」（健全）、「インクルーシブ教育」（障害者を包容する教育）、「デフ・ブラインド」（視覚障害と聴覚障害の重複障害）など、政府仮訳には多くの疑問や問題点がある。

これらは、国連の人権条約の一つである「子どもの権利条約」（Convention on the Rights of the Child）の批准に伴う国内法改正が、関連 NGO のさまざまな活動にも拘らず一つも行われなかった、という前例からの危機感がある。日本の障害者が置かれている現状を、権利条約をテコに変えたい、という思いが根底を貫いているのである。

3. その後の経過

要旨調には、3月10日国会提出予定、とされていたため、閣議決定が行われた後に衆議院に提出される関係から、3月の始めには閣議決定がされるということがわかってきた。そこで、JDFとしては、「少なくとも国会承認・批准は、当事者参画のもとでの改革の道筋をもう少しきちんと見せてからにしてほしい」と、超党派の障害者権利条約推進議員連盟（条約議連）などさまざまなルートを通じて国会議員に働きかけた。その結果、自民党や公明党の関係議員の尽力で、3月6日の閣議決定は見送りとなった。また、これに先立ち、民進党の議員からも国会質問や外務大臣への申し入れが行われた。

この一連の動きの中で、外務省より権利条

約の「公定訳」が国会議員に示された。「公定訳」については本誌 p.22～23 で紹介している。問題の多かった仮訳に比べて大きく変わった姿を見せてくれている。「包容教育」等の問題は残されているにせよ、評価できる部分も多い。

そして、法律による定時改正を迎えている基本法について、権利条約に則した改正作業と与党・野党で現在行っている最中であり、与野党や政府に対して、機会を見つけて JDF としての見解や視点を伝えている。これに関しては本誌 p.13～16 でご確認いただきたい。

4. 今後の展望と課題

3月18日、条約議連総会が開催された（本誌 p.1 のグラビアに紹介）。ここで、議連事務局長の小野寺五典衆議院議員（自民党）は、すべての関係者が納得できる形で権利条約が国会に提出されるよう努力していくことと、その過程において JDF 等の意見が尊重されることは大切、と述べた。これは、私たちの思いを深く受け止めていただいたもの、と解釈している。

まず、基本法を権利条約にそってきちんと改正すること、特に、差別禁止法への道筋を法的に担保することとモニタリング（監視）機能についての規定をきちんとさせること、が求められる。それと同時に、権利条約批准の条件を障害者自身の声を結集して作り上げ、政府や国会議員に提案していくことが求められる。JDF 以外の団体などとも連携が必要になるだろう。そのための第一弾の試みとして、本誌 p.17 以下で DPI 日本会議事務局の試案という形で、権利条約の批准に必要なものをあげてみた。今後の議論の参考になれば幸いである。

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん む 障害者権利条約の批准に向けて

にほんしょうがい
日本障害フォーラム (JDF) 政策委員会委員長
もり ゆうじ
森 祐司

I. しょうがいしゃけんりじょうやくはっこう おも けい 1. 障害者権利条約発効までの主な経緯

2001年12月に第56回国連総会において、決議56/168が採択された。これは、障害者権利条約に関する特別委員会（アドホック委員会）の設置を決定する決議である。これを受けて、2002年7月から8月にかけての2週間、第1回特別委員会が開催された。これは条約を作成するかどうかの検討の場であった。そして、条約作成が決められ、その後7回に渡って特別委員会が開催され、2006年12月13日、第61回国連本会議で条約案が採択されたのである。

2007年9月28日には、日本政府も高村正彦外務大臣が国連本部に出向き、条約に署名した。114カ国目となるものであった。2008年4月3日、20カ国が批准を行い、5月3日に条約が発効したのである。2009年5月18日現在、54カ国が批准を行っている。

II. JDFの取り組み

1. 条約採択までの主な動き

まず、国連特別委員会へのNGOのメンバーの派遣が挙げられる。NGO派遣団団長として

JDF代表が参加し、国連障害者権利条約特別委員会、政府代表団顧問として東俊裕弁護士を派遣した。NGO代表団は、第1回から2006年8月の最後となる特別委員会である第8回特別委員会まで、延べ約200名を派遣したことになる。

また、日本政府とJDFとの意見交換会を継続して行ってきた。2003年12月から2006年7月の間で計10回行われた。さらに、国連障害者の権利条約推進議員連盟の総会に参加し、意見交換を2005年2月22日から6回行った。国内外におけるセミナー等による啓発活動も、2004年2月から条約が採択された2006年12月の間に10回ほど行っている。

2. 条約採択後の動き

条約採択後も精力的に活動している。日本政府との意見交換会については、2007年8月から2009年3月の間に8回開催した。国内におけるセミナー等の啓発活動も、2008年2月から2009年3月の間に、JDF地域セミナー等を全国7カ所で開催し、イエローリボンや啓発冊子「みんなちがってみんな一緒」の普及を図っている。冊子はすでに2万部近く販売・配布等がされた。議員連盟の総会参加・意見

交換も 2007 年 6 月から 4 回行った。

Ⅲ. 障害者権利条約の批准に対する JDF の考え方

権利条約の批准並びに障害者基本法改正について、JDF としての見解は、本誌 p.14 以下の「1. 障害者権利条約の批准にあたって」「2. 障害者基本法改正の基本方針（視点）」「3. 内閣府における障害者基本法の『改正事項』について」にまとめてあるので、ご参照いただきたい。

Ⅳ. 障害者権利条約批准に向けた JDF の今後の活動

今後は、JDF 内の勉強会を開催し、日本府や議員連盟との意見交換を継続して行っていく。併行して、各政党との意見交換会も行う。さらに、JDF だけでなく、他の障害関連の団体や市民団体との連携も図りたい。特に大切な国民への普及啓発活動も積極的に展開する。

障害者基本法改正に関する JDF の見解

1. 障害者権利条約批准にあたって

「障害者権利条約」は、2007 年 9 月 28 日に日本政府が署名し、現在、批准に向けて、障害者及びその関係者をはじめとして、国民的な規模で、議論が行われているところである。

日本障害フォーラム（以下「JDF」という。）では、「障害者権利条約」の実現に向けて、2002 年の第 1 回国連特別委員会から NGO 代表団を延べ約 200 人送るとともに、国内においては、政府との継続的な意見交換、また超党派による「国連障害者の権利条約推進議員連盟」と、同条約制定に向けて協力をしてきたところである。これら一連の JDF の行動は、障害者の人権の保障と尊厳の尊重並びに障害者差別禁止法の制定を目指したものである。

JDF は、「障害者権利条約」の署名後も、その批准に向け、政府と度重なる意見交換会を行うとともに、各地域において地域フォーラム等を開催し、広く啓発活動を行ってきた。

一方、国内においては、千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や北海道の「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の制定をみた。

「障害者権利条約」の理念は、その前文に述べられているように「すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障すること」にあり、すなわち、「障害者は権利の主体であること」、そして「障害者に対する差別は禁止されなければならないこと」の 2 点に、その基本理念が集約されていると考えられる。

現在、「障害者基本法」が施行後 5 年の見直しを迎え、政府は、同法の改正に併せ、「障害者権利条約」の批准を進めていると考えられる。JDF は、一日も早い「障害者権利条約」批准を願っている。ただし、批准に関しては、同条約の規定と国内障害者関連法制等との整合性に配慮

しつつ、障害当事者をはじめとして、国民の意見を充分に取り入れ慎重に検討していくことを望むところである。

そして、この立場からいえば、「障害者基本法」改正に臨む基本的視点は、「障害者を権利の主体と位置づけ、施策の客体に限定しないこと」並びに「障害者の差別を禁止する法的整備を行うこと」等にあると考えられる。

従って、まず「障害者を権利の主体と位置づける」という基本理念の視点から、「障害者基本法」の全文の見直しを行うべきである。

「障害者の差別を禁止する法的整備」に関しては、今回の「障害者基本法」の改正とは別途、十分な検討を経て行うべきと考えるが、今回の「障害者基本法」の改正の際には、法律創設を担保する規定を明記するべきである。

なお、各種の障害者関連法制等は、「障害者基本法」の改正と併行して、引き続き整備を行っていく必要がある。

JDFは、「障害者基本法」の改正のみを、「障害者権利条約」の批准の条件であるとは考えない。ただし「障害者基本法」の改正は、条約の精神や内容を十分に踏まえて行うとともに、条約批准の主な要件のひとつとすべきである。

このような経過を経て、JDFは「障害者権利条約」の批准の実現を願うものである。

2. 障害者基本法改正の基本方針（視点）

1. 障害者基本法の改正のみを、障害者権利条約の批准の条件としないこと。ただし、基本法の改正は、条約の精神や内容を十分に踏まえて行うとともに、条約批准の主な要件のひとつとすること。

2. 障害者基本法の改正とは別に、障害者差別禁止法（仮称）を創設すること。

3. 障害者差別禁止法（仮称）の創設時期は、障害者基本法の改正後3年以内とし、障害者基本法改正の条文として明文化すること。

4. 障害者基本法の主な改正事項

(1) 障害者を「権利の主体」に位置づけた規定とし、「施策の客体」に限定しないこと。

(2) 障害者差別禁止法制への道筋となる規定を設け、担保すること

(3) 障害者基本法で改正する事項と、障害者差別禁止法（仮称）に規定する事項を分けること。

(4) 虐待防止については、障害者基本法の中に差別禁止と同様に規定すること。

(5) 第2条の定義は、障害者権利条約の規定を考慮し、障害が態度及び環境の障壁との相互作用から生じるとする観点を含めること。

(6) 差別の定義を明確にすること。

・直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如、差別の積極的是正措置等に言及。

(7) 監視機関（モニタリング）は計画策定機関（中障協）と、分離して設置し、障害者基本法

の中に規定すること。

(8) 救済機関と監視機関（モニタリング）は分離し、救済機関については、障害者差別禁止法（仮称）の中に規定すること。

(9) 障害者基本法に規定されていない事項について、規定を追加し整理すること。

(10) 同法で規定されている事項で適切でないものは明確にすること。

・障害者の福祉に関する施策→障害者に関する施策へ訂正など

(11) その他

3. 内閣府の障害者基本法の「改正事項」（推進課長会議）について

- ◆「障害者権利条約の締結に際し必要と考えられる障害者基本法の改正事項」（障害者施策推進課長会議 平成 20 年 12 月 26 日 検討結果）
- (1) 差別の定義を新たに設け、差別について類型的に記載する。
 - (2) (1) の定義においては、「合理的配慮の否定」が差別に含まれることを明記する。
 - (3) 基本的理念として規定された差別の禁止について、(2)を踏まえたものとする。
 - (4) 国及び地方公共団体の責務として規定された差別の防止について、(2)を踏まえたものとする。
 - (5) 国民の理解のために、(1)及び(2)において定義された差別に該当するおそれのある事例を国が収集し、公表することとする。
 - (6) 国民の責務における差別防止の努力について、(2)を踏まえたものとする。
 - (7) 中障協（中央障害者施策推進協議会）について、障害者基本計画の作成及び変更の際の意見聴取に加えて、障害者施策に関する調査審議、意見具申及び施策の実施状況の監視等の所掌事務を追加する。
 - (8) 中障協について、関係行政機関に対する資料提出等の協力の要請ができることとする。

「改正事項」に関する基本的見解

- 1 「障害者基本法」を改正する基本的理念が示されていないこと。
- 2 障害者権利条約の基本理念をどのように考えているのか不明であること。
- 3 障害者権利条約を批准するために、権利条約の基本理念を、「改正事項」にどのように反映させているのか不明であること。
- 4 「障害者基本法」改正案の具体的な条文が提示されていないこと。
- 5 従って、本「改正事項」の 8 項目のみで、障害者権利条約の基本理念を充たしているとは考えられないこと。

以上により、JDF としては、本「改正事項」に賛成できない。

以上

しょうがいしゃけんりじょうやく 障害者権利条約

ひじゅん じっし じょうけん 批准と実施の条件

でいびーあい にほんかいぎじむきょく
DPI 日本会議事務局

しょうがいしゃけんりじょうやく い か けんりじょうやく ひじゅん
障害者権利条約（以下、権利条約）の批准が
つぎ こっかい しょうにんてつづ はい かこうせい ひてい
次の国会での承認手続きに入る可能性は否定で
きない。そのために私たちも準備する必要がある
ことは言うまでもない。そこで、DPI 日本
かいぎ じむきょく じむきょくしあん けんり
会議の事務局で「事務局試案」として権利
じょうやく ひじゅん じっし じょうけん
条約の批准と実施の条件についてまとめてみ
た。試案では、権利条約に関する国内法制度の
しあん けんりじょうやく かん こくないほうせいど
措置の時期について、3つの段階に分けている。

1. けんりじょうやく ひじゅん さいていげんひつよう
権利条約の批准までに最低限必要となる
そち けいさく せいしよ ほうこくしよ
措置、2. 批准後速やかに（概ね最初の報告書
ていしゅつ じっし そち しょうがいしゃけんり
を提出するまで）実施すべき措置（障害者権利
いいんかい たい じょうやくかめいこく さいしよ ほうこくぎむ
委員会に対する条約加盟国の最初の報告義務が
か ひじゅん ねんご めど ひじゅんご
課せられる批准から2年後を目処）、3. 批准後
いつていきかん おおむ だい かい ほうこくしよ ていしゅつ
一定期間（概ね第2回の報告書を提出するまで）
をかけて実施すべき措置（最初の報告から4年
ご 後）、である。

ひじゅん じょうけん あき じょうやく
批准そのものの条件となると、明らかに条約
ていしゅく いはんじょうたい あんけん じょうやく
に抵触している違反状態の案件、あるいは条約
もと せいど ふび あら ほうせいど
が求める制度の不備について、新たな法制度の
そうせつ きぞん ほうせいど みなお おこな
創設や既存の法制度の見直しが行われること、
あるいは行われたことが必要になろう。その中

たしょうじかん かいかく みちすじ
で多少時間のかかりそうなものは、改革の道筋
めいかく じょうけん
が明確にされることが条件となる。そして、そ
た かんきょうせいび じかんとう
の他の環境整備に時間等がかかるものについて
じょうやくかめいこく こくさいてき じょうやくじっしさいせい
は、条約加盟後、国際的な条約実施体制のもと
せいび ぜんてい なか とく
で整備をしていくことが前提だが、その中で特
いそ
に急ぐべきものとそうでないものを分けた。

しあん にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ かんけいぜん
この試案は、日常生活・社会生活の關係全
ぶんや しょうがい もと さべつ きんし
分野における障害に基づく差別を禁止する
ほうかつてき さべつきんしほう ほんし ひょう
包括的な差別禁止法（本誌 p.18、1の表の No.3
ひじゅん ひつよう そち がいとう ぜんてい
の「批准までに必要な措置」に該当）が前提と
なっている。ろうどう きょういく りよう
労働、教育、サービス利用などの
かくこべつぶんや さべつきんし なら こうりてきはりりょきむ
各個別分野の差別禁止、並びに合理的配慮義務
とう もんだい ほうかつてき さべつきんしほう ふく
等の問題は、包括的な差別禁止法にすべて含ま
れるということである。さべつきんしほう
でいびーあい よ だんたい
DPI などが呼びかけ団体となっている
しょうがいしゃせいさくけんきゅうしゅうかいさぎょう しょうがい
「障害者政策研究集会作業チーム」で「障害
しゃしみんあん さくせい ていあん でいびーあい
者市民案」を作成し、提案をしている（DPI
にほんかいぎ
日本会議ホームページの以下の URL 参照
→ <http://www.dpi-japan.org/problem/kinshi.html>）。そして、権利条約第1条の障害者の

概念に関連して、関連法の「障害の定義」や各福祉サービスにおける対象者の問題、権利条約第2条での「言語としての手話」の問題などは、批准に関しては、障害者基本法(以下、基本法)の改正でまず取り扱い、個別法制度での改正が必要となる。

これはあくまでも DPI 日本会議事務局による試案であり、今後、さまざまな議論が必要であることは述べるまでもない。議論の土台になれば幸いである。

1. 障害者権利条約の批准までに最低限必要となる措置

No	条 約 条 項	既存立法の問題点	批准までに必要な措置
0	第4条、第33条1項 (締約国の義務の国内実施)	批准までに実行すべき事柄、批准後速やかに実施すべき事柄、批准後一定の期間をかけて実施すべき事柄、など、実施のアクションプランがなければ、他の条約の実施と同様、国内実施は進行しない	批准及び批准後における実施計画(アクションプラン)を策定し、その方向性を明らかにすることによって、実施を担保する(基本法に基く障害者基本計画に規定すること等)
1	第4条、第33条1項 (締約国の義務の国内実施) 第1条(目的)	・基本法の定時改正において権利条約に即した改正が必要となる ・権利条約が求める実施に関する、促進、保護、監視の機関が国内法には不存在である	・権利条約に即した基本法の改正(障害の定義、差別禁止法への道筋、監視機構、手話の言語性等、その他個別事項) ・促進、監視に関わる組織をバリ原則に則して法定化すること。個別救済を含む「保護」については、批准後の整備とする
2	第5条2項 (差別の禁止と法的保護)	基本法(同3条3項)が差別禁止を理念に留めて、実効性のある禁止措置と救済を怠っている点	包括的な差別禁止法の制定、あるいは、包括的な差別禁止法の3年以内の制定の義務規定を基本法へ導入すること
3	第12条2項、第29条 (法的能力と参政権)	成年後見人が付されると自動的に選挙権・被選挙権が剥奪される	公職選挙法第11条1項の削除
4	第14条、第5条2項 (身体的自由)	医療観察法に基づく入院治療は、強制隔離を認めるものであるが、立法事実としてその必要性を根拠づける事実がないことは明らかである。障害のない再犯者との比較においても差別的取り扱いである	医療観察法の廃止、あるいは最低限、見直しにむけた検討の開始

5	だい じょう だい じょう こう 第16条 第5条2項 (虐待防止)	じょうやくは がいしや たい ぎやくたいぼうし たい たい 条約は障害者に対する虐待防止のための全 ての適切な立法上の措置をとるよう求めて いる。高齢者、配偶者、子どもに関する 虐待を防止する法律がある中で、障害者に 対する虐待防止法を制定しないのは、第 16条に違反するだけでなく、他の場合と 比較し、保護の上で差別するものである	しょうがいしや たい ぎやくたいぼうしほう せい 障害者に対する虐待防止法の制定
6	だい じょう だい じょう 第19条、第20条a、 第28条2項a (自立した生活、 利用者負担) だい じょう だい じょう 第1条 (目的)	しょうがいしや じりつしえんほう りようしや ふたん さだ ・ 障害者自立支援法は利用者負担を定め るが、条約の求める地域社会支援サー ビスの趣旨とそれが負担可能なサービ スであることを基本にする。実質的に 応能負担でなければ条約違反 ・ 自立生活のための支援サービスの 対象範囲が実質的に医学モデルで限定 されている	しょうがいしや じりつしえんほう とうがいきてい みな ・ 障害者自立支援法の当該規定の見直 し。福祉サービス、補装具、医療費 等に関して応益負担が課されている ものを名実ともに応能負担にする ・ サービスが適用される障害者の範囲 の見直し
7	だい じょう だい じょう こう 第24条、第23条4項 (インクルーシブ 教育)	がっこうきょういくほうしこうれい げんそくふんり さだ 学校教育法施行令は、原則分離を定めて おり、それは、インクルーシブ教育だけ でなく、親の意思に反する分離禁止規定 (第23条)にも反する	がっこうきょういくほうしこうれい ふんりきてい はいし 学校教育法施行令の分離規定の廃止 (原則インクルーシブへの転換)と選択 権の付加

2. 批准後速やかに（概ね最初の報告書を提出するまで）実施すべき措置

No	じょうやくじょうこう 条 約 条 項	きぞんりつぽう もんだいてん 既存立法の問題点	ひしゅんこすみ 批准後速やかになすべき措置
1	だい じょう 第6条 (女性障害者) だい じょう 第10条 (生命の権利)	こくれんじゆうけんきやくいいんかい ねん きょうせい ・ 国連自由権規約委員会は1998年、強制 不妊の対象となった障害女性が補償を 受ける権利を法律で規定するよう日本 政府に勧告したが、実施していない ・ 健常者や男性障害者に比べ相対的に 所得が低い女性障害者の所得保障や、 ドメスティックバイオレンスの問題な ど、女性障害者の権利保障と施策の推 進がされていない ・ 女性差別撤廃委員会が、女性障害者の 情報や性別等のデータ収集・分析を 勧告しているが(1991年、2003年)、 実施していない	きょうせいふにんひがいしや たい しょうほう ・ 強制不妊被害者に対する補償法の 制定 じょせいしょうがいしや しきくすいしん じっし ・ 女性障害者のための施策推進の実施、 計画等の策定 じょうき かんれん せいべつとう じょうほう ・ 上記に関連して、性別等による情報 の収集と分析を行うこと

2	第9条2項 (公共交通機関、 建物)	バリアフリー新法の既存交通機関における基準の設定の仕方は、都市と農村の格差を増大する原因となっていること、既存の建築物に対しての対策が不十分であること	1日の乗降客が5000人未満の駅、既存の建築物であれ、可能な限りの改善基準を設定すること
3	第9条2項、第21条 (情報、サービス)	情報やサービスにおけるバリアフリー法の不存在	情報やサービスの施策推進法たるバリアフリー法の制定
4	第11条	災害時の障害者の保護に関して、極めて不十分	災害時の保護に関して、行政ないし民間がなすべき合理的配慮を具体化すること
5	第12条 (成年後見制度)	現行の成年後見制度は自己決定への支援としては、極めて抑圧的であり、不十分	本人の自己決定支援の仕組みとして、組み替えるための改正
6	第13条 (司法へのアクセスと手続き上の配慮)	特に刑事訴訟法においては、障害者の存在を想定していない	刑事訴訟法上の被疑者、被告人に対して適正手続き上認められる全ての権利を担保するための合理的配慮を各規定にわたって付加すること
7	第13条 (司法関係者の訓練)	司法関係者の無知、無理解、偏見を無くす取り組みが極めて不十分	一般的な訓練のみならず、障害に関わる問題を専門に担当する部署の創設
8	第14条 第5条2項 (身体的自由)	精神保健福祉法に基づく強制隔離は、保護者の同意や極めて抽象的な自傷他害の恐れだけで隔離を容認するもので、実質上、障害の存在のみがその根拠となっている	保護者制度の撤廃等、精神保健福祉法の抜本的見直し
9	第17条、第25条 (強制医療)	精神保健福祉法に基づく強制医療は、身体や精神に対する侵襲であるかぎり、本人の同意無くしては、一般で緊急時において認められるような場合を除いて、認められるべきではない	原則として、意に反する治療を禁止する規定を挿入すること
10	第19条、第9条、 第21条 (自立した生活)	障害者自立支援法は、基本的には、医学モデルに基礎をおき、その面でのサービスが不十分であると共に、社会参加面での支援が極めて不十分である。また、地域移行が実質的に進んでいない	条約第19条や第9条、第21条を加味し、入所施設や病院から地域移行の実施義務づけ(住まいやサービス確保)や基盤整備義務を課す等、自立支援法を改廃し、社会的な自立生活の支援法として抜本的につくりかえる

11	だい じょう きょういく 第 24 条 (教育)	げんざい ふつうがくきゅう とくべつしえんきょういくしえん 現在、普通学級での特別支援教育支援 員として一人あたり 120 万円が地域交付 税の中に算定されているに過ぎない。普 通学校で学ぶ上で必要な支援と配慮を 確保することを困難にしている	ほんにん ほごしや しえん はいりょ せいぎきゅう 本人、保護者が支援や配慮を請求でき、 かつ本人・保護者が参加した中で決定 する仕組みとする。また、それに対す る財政的措置を義務づける（特に、義 務教育期）
12	だい じょう けんこう 第 25 条 (健康)	いりょう う じゆう どうい ・医療を受けるものの自由な同意（イン フォームド・コンセント）が不十分 ・精神障害者は、法律上はなくなったと されるが実質的には残されている 「精神科特例」によって、他の者と平等 な医療を受ける権利が保障されていな い	・インフォームド・コンセントを 義務付けた患者の権利法の制定 ・医療法施行規則の一部を改正する 省令」(平成 13 年厚生労働省令第 8 号)の経過措置の撤廃。医療法の 精神科の標準の改正。精神病室以外 の病室への収容禁止を規定する医療 法施行規則 10 条の 3 の撤廃
13	だい じょう 第 27 条 こようおよ ろうどう (雇用及び労働)	こようそくしんほう じたい さべつてきあつか 雇用促進法は、それ自体が差別的扱いを する仕組みを内包していること、福祉的 就労には原則として労働法規が適用され ず、差別的取り扱いとなっていること等	こようそくしんほう じゅうどしやうがいしや 雇用促進法の「重度障害者のダブルカ ウント制度」等の差別的規定を廃止し、 真の意味で積極的差別是正措置たり得 る内容に改正すること、福祉的就労の 分野にも労働関連法規が適用できるよ う自立支援法を改正すること
14	だい じょう 第 32 条 こくさいきょうりよく (国際協力)	せいふ おこな こくさいえんじょせいさく すべ けいかく 政府が行う国際援助政策の全ての計画の 立案や実施に際し、障害者の視点等が 十分に盛り込まれていないため、障害者 を前提としない援助が障害者と障害のな い人との格差を広げることがある	せいふかいはつえんじょたいこう まーてーえー たいこう かいてい 政府開発援助大綱 (ODA 大綱) を改定 し、障害への配慮義務等を盛りこむ
15	だい じょう 第 33 条	こくない せいど こじんききゅうざい ふく 国内モニタリング制度の個人救済を含む 「保護」	じんけんようごほう かんけい み す せいび 人権擁護法との関係も見据えた整備
16	せんたくぎていしよ 選択議定書	けんりじょうやくせんたくぎていしよひじゅん 権利条約選択議定書批准についての議論 がされていない。司法の場でなかなか 積極的な結果が出ない日本において、 条約上の権利保障のための重要な道具と なる	こじんつうほうせいど せんたくぎていしよ ひじゅん 個人通報制度をもつ選択議定書の批准

3. 批准後一定期間（概ね第 2 回の報告書を
提出するまで）をかけて実施すべき措置

上記のほか、障害者の権利条約で問題となる
全ての事項。

しょうがいしゃけんりじょうやく 障害者権利条約「公定訳（仮）」 について

ていびい にほんかいぎ
DPI 日本会議
さい たかのり
崔 栄繁

1. 「公定訳」が明らかに

しょうがいしゃけんりじょうやく かりやくぶん い か かりやく
障害者権利条約の仮訳文（以下、仮訳）が
ねん がつ にほんせいふ けんりじょうやくしよめい き
2007年9月の日本政府の権利条約署名を機に
がいむしょう こうひょう おお もんだい かか
外務省より公表され、多くの問題を抱えている
ことを本誌で紹介した（23-3号 p.46～50）。
わたし かりやく もんだい ふくしんぶんしゃはっこう
そして私たちは、仮訳の問題を福祉新聞社発行
の冊子に掲載するなど、JDF 内部だけでなく、
ひろ しゃかい うった
広く社会に訴えてきた。

ことし ねん がつ せいふがわ けんりじょうやく
今年（2009年）1月から、政府側の権利条約
ひじゅん うご ほんかくか けんりじょうやく こっかいていしゆつ
批准への動きが本格化し、権利条約の国会提出
が予定されていたが、それがいつたんえんき
状況については、本誌で紹介したとおりである
（p.11～12）。この一連の動きの中で、外務省が
よやとうかんけいぎん たい こうていやく しめ
与野党関係議員に対して「公定訳」を示した。
そのうち民主党に提出された公定訳が、民主党
たにひろゆきさんぎんぎん じ むしよ
谷博之参議院議員事務所のホームページにアッ
プされている。これにより、JDF 等に対して
がいむしょう せいしき こうていやく しめ
外務省より正式に公定訳を示されたものではな
いが、国会議員に示したということで、谷事務
所ホームページからの引用、という形で「公定
訳」を利用できるようになった。全文については
か き ゆーあーるる さんしやう
下記 URL から参照していただきたい。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html（仮訳）

<http://www.tani-hiroyuki.com/shogaijoyaku090303.html>（公定訳（仮））

また、<http://www.tani-hiroyuki.com/shogai.html> から比較表も見る事が出来る。また、テキストが必要な方は筆者あてで、DPI 日本会議事務局までご連絡いただきたい。なお、外務省は、閣議決定と国会承認の際に公表するものであるとして、公定訳（仮）を現段階では公表していない。

2. 評価

「公定訳」に対して、JDF としては統一の
ひょうかぎやう おこな さいちゆう ほんこう
評価作業を行っている最中であり、本稿はあく
までも個人的な見解である、ということを最初
に断っておく。

まず、仮訳に対する JDF のコメントや意見を大幅に取り入れて修正されている。ある関係者は、内容に不満は残るだろうが、外務省はじ いらい でき こと
始まって以来の出来事、ということ述べていたが、この点は率直に評価していいと思われる。

カタカナ語の問題や既存の条約の公定訳との関係などのさまざまな限界はあるにせよ、今回のNGOの意見を取り入れての修正は、日本における人権条約全体の動きから見ても、障害分野が良き前例を作ったといえよう。

例えば、第1条の“impairment”（インペアメント）は「機能障害」と訳され、第17条の“integrity”（インテグリティ）は、仮訳では「健全」とされていたが、「公定訳」では「そのまゝの状態」と訳され、権利条約交渉経過等からみて、ほぼ妥当な訳となった。また、第24条の“deafblind”（デフブラインド）は、仮訳では「聴覚障害・視覚障害の重複障害者」とされていたが、「公定訳」では「盲聾者」とされた。その他、細かい点で多くの修正がされている。

3. 問題点と今後の課題—「公定訳（仮）」

しかし、指摘せざるを得ない問題点も存在する。

まず、権利条約の核心概念となる“inclusion”（インクルージョン）・“inclusive”（インクルーシブ）の訳である。インクルージョンについて、JDFとしてはそのままカタカナかあるいは「すべてを受け入れること」などと提案をしていたが、外務省は「包容」という文言をすべての「インクルージョン」「インクルーシブ」の訳語に採用した。「インクルージョン」や「アクセシビリティ」などのカタカナ語は、原則として漢字語に直すとされ、外務省も苦労した

様子が窺われるが、この訳では意味がわかりやすく、権利条約の文脈で使われている「障害者を分けないこと・排除しないこと」「障害者と障害のない人が同じ環境で共にいること」というニュアンスが伝わってこない。特に、教育の内容を規定する第24条第1項の柱書きの部分は、英語正文の原義が伝わってこない。

また、第19条(b)項の“personal assistance”（パーソナル・アシスタンス）は「個別の支援」と訳された。これでも「パーソナル・アシスタンス」の本来の意味である「支援の利用者たる障害者が自己決定をして支援を利用する」というニュアンスは伝わってこない。

カタカナ語の問題は大変難しい。「ユニバーサルデザイン」や「ハビリテーション」などはそのままカタカナ語で採用されている。「インクルージョン」等についても再考を求めている。

その他、いくつかの点について、再検討が必要であると思われる部分がある。

外務省は今回出されたものを「公定訳」である、と説明している。しかし、まだ閣議決定や条約承認が国会でされていない段階であり、今後の修正の可能性もふまえ、この「公定訳」を「公定訳（仮）」ということで紹介させていただく。JDFでも権利条約小委員会が中心になって「公定訳（仮）」の評価を行い、修正についてもいろいろな方面に働きかけていく予定である。

にちべんれん うご だ 日弁連も動き出した！

しょうがいしゃけんりじょうやくひじゅん さべつきんしほう こくない かくりつ
—障害者権利条約批准！差別禁止法を！ 国内モニタリングの確立を！—

にほんかいぎ さい たかのり
DPI 日本会議 崔 栄繁

しょうがいしゃけんりじょうやく と うご せいふ こっかい お しょうきょう なか
障害者権利条約を取りまく動きが政府や国会で起こってきています。こうした状況の中で
にちべんれん にほんべんごしれんこうかい がつ にち とうきょう さんぎいんぎいんかいかん しょうがい
日弁連（日本弁護士連合会）が、さる4月21日、東京の参議院議員会館において、「障害のある
ひと けんりじょうやくひじゅん ひじゅん さい せいび こくないほう さべつきんしほう せいてい こくない
人の権利条約批准と批准に際し整備するべき国内法—差別禁止法の制定と国内モニタリングの
かくりつ かいぎいん けんりじょうやくひじゅん さべつきんしほう
確立を—」をテーマにした院内集会を開催しました。国会議員に権利条約批准、差別禁止法
ひつようせい こくない せいど かくりつ うった しゅう かいぎいん しょうがいしゃだんたい
の必要性と国内モニタリング制度の確立を訴える趣旨で開催されたものです。障害者団体である
じょーでいーえふ しょーでいーえふ ぜんこく おお さんか かいじょう た み で せいきょう
JDF や JDA 全国ネットワークなどからも多くの方が参加し、会場は立ち見が出るほどの盛況
でした。

ふじもとにちべんれんふくかいちやう あいさつ つづ いーゆー ちやうしん しょうがいこく さべつきんしほうせい
まず、藤本日弁連副会長の挨拶があり、続いて、EU を中心に諸外国の差別禁止法制について、
ひくまともこでんえんちやうふかくえんだいがくじゅんきやうじゅ きちやうほうこく いーゆー かっこく しょうがいしゃしきく にほん
引馬知子田園調布学園大学准教授から基調報告がされました。EU 各国の障害者施策も、日本
のようないわゆる障害者福祉の充実だけでなく、現在は「機会均等＝差別禁止」法制度の整備に
ちから い きちやう はなし つぎ じょーでいーえふ もりゆうじせいさくいんちやう けんりじょうやく
力を入れているという、貴重なお話でした。次に、JDF の森祐司政策委員長より、権利条約
ひじゅん しょうがいしゃきほんほう さべつきんしほう しめ はんしこんこう とくしゅう
批准と障害者基本法、差別禁止法についての JDF の見解が示されました。本誌今号の特集で取
り上げている内容です（p.13～p.16 参照）。さらに、裁判の当事者の方々からその体験や想いな
どが話されました。

じみんとう おの でらいつのりぎいん こうめいとう ふくしまゆたかぎいん やましたえいいちぎいん みんしゅう ほんかく
また、自民党から小野寺五典議員、公明党から福島 豊 議員や山下栄一議員、民主党の原口
かずひろ ぎいん たにひろゆき ぎいん きやうさんとう こいけあきら ぎいん しやみんとう ふくしま ぎいん さんか
一博議員や谷博之議員、共産党の小池 晃 議員、社民党の福島みずほ議員などが参加し、
けんりじょうやくひじゅん さべつきんしほう ちからづよ
権利条約批准や差別禁止法への力強いコメントがされました。

けんりじょうやく もとづ きほんほう かいせい げんざい せいふ かくせいとう と さいちゅう
権利条約に基いた基本法の改正は現在、政府や各政党で取り組まれている最中です。これは
さべつきんしほう きこう おお えいきやう およ かのうせい にちべんれん こんご
差別禁止法やモニタリング機構に大きな影響を及ぼす可能性があります。日弁連などとも今後
れんけい わたし こえ だ つづ
連携して、私たちの声を出し続けましょう

なっしんぐ あばうと あす ういごうと あす けんりじょうやく かんぜんじつし じしん こえ
“Nothing About Us, Without Us！” 権利条約の完全実施のために、われら自身の声を”



引馬知子さん。日本ではまだあまり知られていない EU 諸国の状況について貴重な報告をしていただきました。



会場の様子。約 100 名の出席者がありました。

ジェンダー×女性×障害

～複合差別の課題を考える～

ともに、DPI 女性障害者ネットワーク+ a
 ひっしや うすい く み こ きょうりよく せやま のりこ
 筆者：臼井 久実子／協力：瀬山 紀子

1. はじめに

かつて、ある障害者雇用がテーマの集会で、労働組合役員として出席した女性が手をあげて、「障害者の統計に性別集計がないのは、おかしいのでは？」と発言したことがある。当時すでに、実態との乖離が大きい政府統計について、「これが政策の基礎データでよいのか?!」と、障害者運動のなかでも意識されていたが、性別集計さえもない問題に対して、取り組むことができてこなかった。それから十数年を経た今ようやく、後述のように、性別集計が明らかになる調査研究が出てきている。

わたしたちは一人一人が、あたりまえだが、「障害」「性別」「セクシュアリティ」「言語」「国籍」など複数の属性をあわせもつ人間だ。だが、現在も、障害者に関わる国の調査統計は、「身体・知的・精神」といった障害種別の集計はあっても、性別集計がない。それは、障害者一人一人を異なった多様性をもつ人間として尊重する見方の弱さ、人としての権利を認めない政策のありかたとも、深く結びついているのではないだろうか。障害者において性別は「見えないもの」にさせられ、結果として、ジェンダーの課題も見えなくさせられてきたのではないか。その影響は、女性だけでなく男性にも及

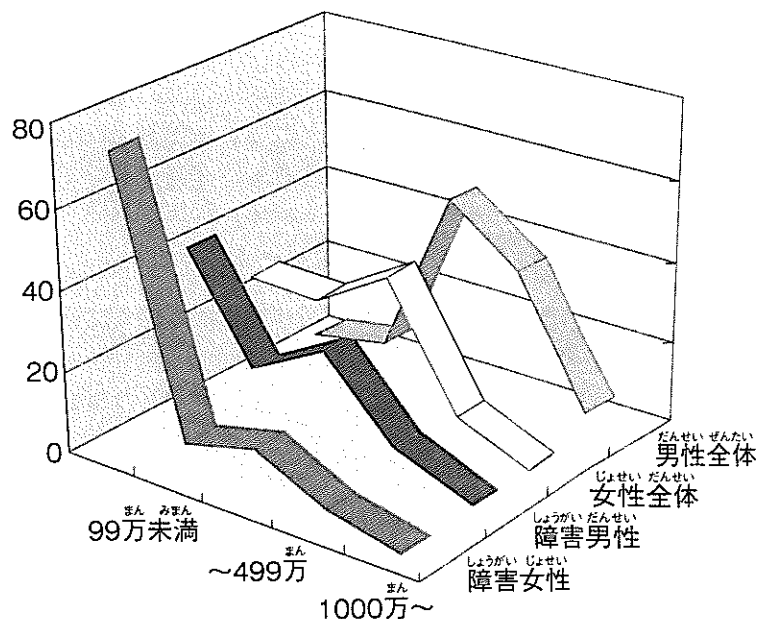
んでいるのではないだろうか。

障害者権利条約は、前文と条文の随所で「ジェンダー」「障害のある女性と少女の権利」に言及し、草案にはなかった6条「障害のある女性」を立てて、「締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、…すべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有するための措置をとる」と規定し、成立した。その背後には、問題を目に見えるものにしようと働きかけを続けてきた障害女性たちの尽力があった。

本稿では、障害とジェンダーについて目をむけられず、課題と考えられてこなかった日本において、「複合差別」をキーワードに、「障害者権利条約」および、先行の「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に照らして、目の前に広がっている問題の解決のために、それぞれの立場からどんなふうにか条約を活用できるか考えたい。

2. 社会的経済的な平等の権利

- ・障害者権利条約4条「一般的義務」、5条「平等および非差別」、ほか24、26、27、28、29条など
- ・女性差別撤廃条約1条「女子に対する差別



グラフ1 就労による年間収入 (単位: %)

とは」、ほか2、3、7、8、11、15条など

障害者の経済的位置、障害女性の貧困

グラフ1は年収の比較で、障害者の年収には「福祉的就労」の工賃も含み、首都圏・中部地方の二市で障害者を対象にした調査と総務省統計とに基づいている*1。男性全体では、200万円以上1000万円以下に8割、うち500万円以上だけを取り出すと4割が該当している。一方で、障害男性は年収50万円未満が3割強、障害女性はさらに低く、年収50万円未満が約半数、99万円未満に7割が集中している。

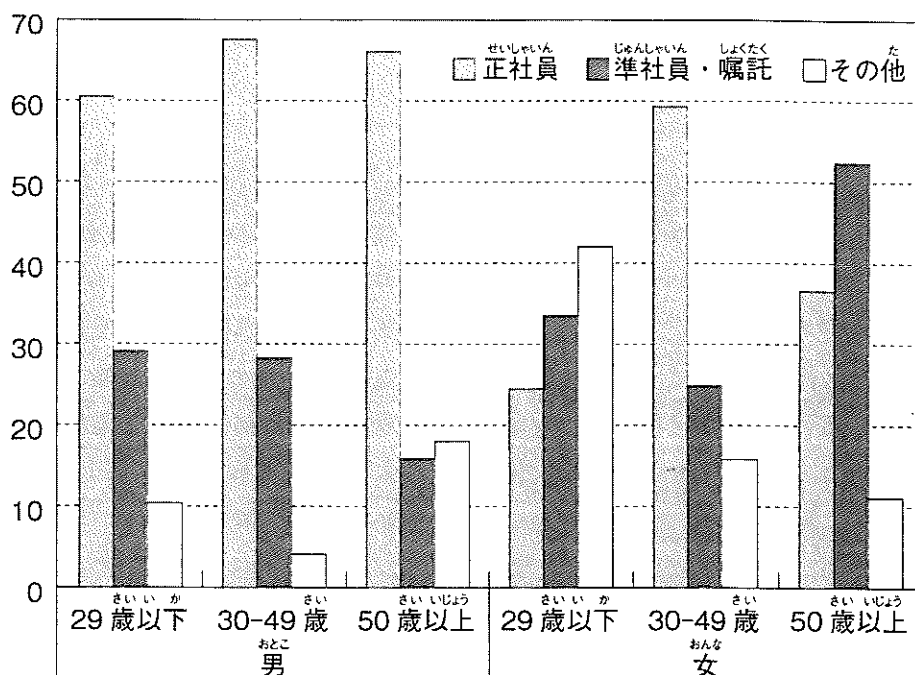
そして、作業所や授産施設で「福祉的就労」をしている人の平均年収は、性別にかかわらず11万9千円(月平均1万円未満!)。しかも、「障害者自立支援法」以後、「福祉的就労」は「訓練」や「研修」と位置づけられ、作業所や

施設の「利用料」を支払うことさえ、要求されるようになってきた。

単身者について、年金や手当も含む年間所得の平均値をとると、男性一般が約400万円、女性一般が270万円。障害男性が181万円と一段低所得で、障害女性は92万円、障害男性のほぼ半額である。

年収100万円・月約8万円で、家賃光熱費・食費を払い、交通費・医療費・交際費などを払うと考えると、自分のお金で自分の生活を営むことはまず無理な水準だ。実際、多くの人は、親や親族の元での生活をやむなくされるか、施設入所となるか、「結婚」して被扶養者となるか、生活保護を申請するか…。「選択肢」は限りなく少ない。現在の障害基礎年金制度は年金等級1級で月額約8万円を支給しているが、無年金者が多数にのぼるうえに、受給者が自分

1 社人研「障害者の所得保障と自立支援策に関する調査研究」(2008) から抽出



グラフ2 雇用身分 (単位: %)

その生活を営める水準ではない。

グラフ2は、一般就労中の障害者の統計をもとにしている^{*2}。障害女性はその年代でも、明らかに、障害男性に比べて正社員率が低い。そして同じ集団について性別・年代別・労働時間を集計すると、青壮年層の障害女性の労働時間は、障害男性とあまり変わらないということもはっきりした。

女性は一般に、上と似た傾向があることが知られている。日本の政策は、「結婚」して「被扶養者」の立場で家事や育児をしながら「パート」等で働く女性と、単身者やシングルマザーの立場で、派遣社員等で低賃金・長時間労働をする女性とを、大量に生み出している。つまり、女性はずっと以前から全体として、障害の有無、「結婚」しているかどうか

どの違いにかかわらず、非正規労働者群に位置づけられ、ディーセントワーク^{*3}および自分の生活を営める所得の域外にあったといえる。当然ながら、男性の超長時間労働といった働きかたも、ディーセントワークではない。

経済格差とDV、ハラスメント

社会的不平等があり、自立した生活ができる経済基盤をもたない人々がいるという状況は、DV、セクシュアルハラスメント、職場でのいじめ、といった、社会的経済的な格差によるハラスメント＝パワーハラスメントと切り離せない関係にある。障害者は、性別にかかわらず、家族親族のなかでDVを経験した人が少なくないが、DVによって身体・精神の障害をもった人も少なからず存在し、その多くが女性である。障害女性に対しては社会に「障害があつてし

² 障害者職業総合センター 資料シリーズ38 「日本の障害者雇用の現状」(2007) から抽出

³ 権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会的保護が供与される生産的な仕事

「かも女」という見下しが存在しており、セクシュアルハラスメントの対象ともされやすい。また、「結婚」した障害女性に対しては「結婚できただけ、まし」という見方が根強く、障害女性がDVをDVとして認識することにも大きな困難がある。脱出するにも、自分の財布がない状態では難しい。それでもようやく、障害女性のDV被害が現実存在することが知られつつある。2004年改正DV法で「被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重」という言葉が入り、内閣府「配偶者からの暴力被害者支援情報」のウェブサイトも障害者団体の要望を受けて「障害をもつ被害者への対応上の留意事項」を設けた。だが現在も、車いすで使えない構造のシェルター、視覚・聴覚などさまざまな障害がある人への情報提供およびコミュニケーションを想定できていない相談窓口など、多くのバリアがある。シェルターも使えない中で、障害者施設に送られたり、DV加害者の元に送り返されることさえある。

障害女性のDV被害防止、被害者の保護と心身の快復に向けた実態把握、相談・避難施設のバリアフリー化、被害防止と快復に必要な、障害女性の自立を可能にする教育、就業、収入を得る機会の確保が必要になっている。

3. 性と生殖と生命と健康についての権利

・障害者権利条約10条「生命に対する権利」、

ほか14、15、16、23、25条など

・女性差別撤廃条約4、11、12、16条など

これについては、障害者の側からも、女性の側からも、その両方が交差する人たちでも、長年の取り組みがある。1996年まであった「優生保護法」には、障害者本人の同意なしで

不妊手術ができる規定があり、1994年までの統計に残るものだけでも16520人が手術され、そのうち68%が女性だった。現在も違法な不妊化が行われている可能性がある。国連自由権規約委員会は1998年、強制不妊の対象となった障害女性が補償を受ける権利を法律で規定するよう、日本政府に勧告した。しかし政府は必要な法的措置を行わず、実態調査も補償もしていない。さらに、最近では「産科医療補償制度」が、「なぜ『重度脳性まひ児』だけが対象？なぜ障害当事者抜きで制度を検討？」などの数々の疑問を積み残したままスタートしている。

4. 複合差別の実相を明らかにして政策を立てる必要

・障害者権利条約6条「障害のある女性」、ほか31、33、34条など

・女性差別撤廃条約17条「委員会」など

女性差別撤廃委員会に対する日本政府報告の

「障害を持つ女性のための施策」の項目には、障害女性に向けた施策は何も書かれていない。

障害者週間など、ジェンダーにも性別にもかかわらず記述のみで、複合差別の視点が欠落

している。国連の機関から指摘されてもなお、同様の報告を出し続けていることは大きな問題

だ。実際に、DV問題を除いて、障害女性に焦点をあてた政策は何もない。性別集計さえし

ていない調査では、複合差別の諸相を把握できず、必要な施策を立てることができない。国連

女性差別撤廃委員会は1991年に、締約国が障害女性の情報、及び対処措置の情報を提供す

るよう勧告した。同委員会は2003年にも、第4回、第5回の日本政府報告に対し、性別、

年齢別データの収集・分析を要請した。しかし
日本政府はこれらを実施してきていない。勧告
に従って性別集計を明らかにすることは当然と
して、とくに社会参画から遠ざけられてきた
障害女性の参画のもとで、障害・ジェンダー・
女性の視点から分析をする必要がある。

以上

(補記) 本稿の一部は、障害学会での報告を元にし
ており、報告全文は下記に掲載されている。

<http://www.jsds.org/2008pdfppt/D1-3usuiseyama.pdf>

参考文献

障害者の権利条約でこう変わる Q&A 2007 年 12

月 解放出版社

障害者権利条約仮訳 2008 年 5 月 30 日付

川島・長瀬訳

障害者の権利条約と日本 概要と展望 2008 年 7

月 生活書院

障害者権利条約で社会を変えたい 2008 年 9 月

福祉新聞社

活動報告 & 資料集 2007 2008 年 5 月 D P I

女性障害者ネットワーク

私たちの 21 世紀 No.57 2009 年 3 月 アジア

女性資料センター

「DPI われら自身の声」2008 年度のバックナン

バーに「障害女性の貧困」「女性差別撤廃条約の

活用」「産科医療補償制度」などの記事がある。